

第1回 政策企画会議 会議概要

開催日	2021年4月14日（水曜日）
議 題	中野区構造改革推進本部の設置について
担当部署	企画部企画課

事案の概要

- 中野区構造改革推進本部の設置について確認する。

（確認事項）

- ・ 本部の構成及び所掌事項

今後の方向性・結論

- 上記確認事項について了承し、中野区構造改革推進本部の設置をすることとした。
- 庁内へ周知し、5月に第1回の中野区構造改革推進本部会議を開催する。

中野区構造改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、構造改革（持続可能な区政運営を実現するため、構造的に行財政を改革することをいう。以下同じ。）の推進に関し必要な検討及び調整を行うため、中野区構造改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 中野区構造改革実行プログラム（構造改革を実行するに当たり取り組むべき事項を取りまとめたものをいう。）の策定及び実施に関すること。
- (2) 構造改革の推進に関し必要な検討及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構造改革に関すること。

(構成)

第3条 本部は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

(本部長)

第4条 本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総括する。

(副本部長)

第5条 本部に副本部長を置く。

- 2 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その

職務を代理する。

- 4 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により区長の職務を代理する副区長の順序が定められている場合は、第1順位の副区長である副本部長が代理する。

（本部員）

第6条 本部に本部員を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 中野区組織規則（平成31年中野区規則第13号。以下「組織規則」という。）第5条第1項に規定する部長
- (3) 組織規則第6条第1項に規定する部長
- (4) 保健所長
- (5) 会計室長
- (6) 教育委員会事務局次長
- (7) 選挙管理委員会事務局長
- (8) 監査事務局長
- (9) 区議会事務局長
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指名する者

（会議）

第7条 本部の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。次条に規定する部会についても、同様とする。

（部会）

第8条 本部は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長が指名する本部員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、本部長が別にこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2021年4月14日から施行する。